

平成19年8月31日

各位

会社名 シンワオックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝 弘  
(コード番号 2654 大証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦公司  
(TEL. 06-6683-3101)

### 第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

平成19年8月31日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株予約権の募集をおこなうことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 第三者割当により発行される新株予約権の募集の目的

当社は、食肉卸売事業と外食・ホテル事業を展開しております。現在、多様化する顧客のニーズに応えるべく、食を通じた事業を幅広く展開する基盤を築いておりますが、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、今後の安定した成長に備えるため、資本の充実と収益力の強化を経営の大きな課題として検討してまいりました。

このような状況の中、財務基盤の強化を図るとともに将来的な収益確保のための投資が不可欠であると判断したため、今回の第三者割当による新株予約権の発行を実施することといたしました。

#### 2. 調達する資金の額および用途

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

3,412,000,000円

##### (2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当による資金の用途につきましては、外食店舗における新規出店およびリニューアルにかかる資金として1,000百万円、食品加工等の設備投資およびM&A等にかかる資金として1,000百万円、また、平成20年3月までに返済期限が到来する借入金の返済を含む有利子負債の圧縮に500百万円充当し、残金につきましては、運転資金に充当する予定であります。なお、用途の詳細につきましては、より効果的な充当を行うべく検討を重ねてまいります。

##### (3) 調達する資金の支出予定時期

当社の資本状況および事業の進捗等により新株予約権を行使して頂くこととしておりますので、その支出予定時期は、未定であります。

##### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当社は、平成18年3月期より赤字決算を続けており、財務体質を健全に保つことは、効率的経営を行う上で重要課題であると認識しており、また、経営資源を最大限に活用し、将来的な収益確保に向けた計画への着手も不可欠であると考えております。このような状況のもと、財務基盤を強化するための有利子負債の圧縮および今後の事業展開に必要な投資を行うための資金確保は

必要性があり、経営上合理性があると判断しております。

### 3. 過去3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売 上 高	19,085	16,903	25,802
営 業 利 益	96	△144	△783
経 常 利 益	△5	△318	△1,028
当 期 純 利 益	11	△636	△1,658
1株当たりの当期純利益（円）	2	△119	△90
1株当たりの配当金（円）	—	—	—
1株当たりの純資産（円）	157.44	37.33	9.42

（単位：百万円）

#### (2) 現時点における発行済み株式数および潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	28,019,250株	100%
現時点の転換価額（行使価格）における潜在株式数	該当事項はありません	

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当による新株予約権

発 行 期 日	平成19年9月20日
調 達 資 金 の 額	3,612,000,000円
募集時点における発行済株式数	28,019,250株

#### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当による新株式

発 行 期 日	平成18年10月16日
調 達 資 金 の 額	1,748,000,000円
募集時点における発行済株式数	18,369,250株
募集時における潜在株式数	該当事項はありません
行 使 状 況	該当事項はありません
当 初 の 資 金 使 途	運転資金
支 出 予 定 時 期	平成18年11月～平成19年3月
現時点における充当状況	運転資金

#### (5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末 （平成17年3月31日終値）	280円
平成18年3月期末 （平成18年3月31日終値）	216円

平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	128円
直近1ヶ月の終値平均 (平成19年7月31日～平成19年8月30日)	100円

#### 4. 募集後の大株主および持ち株比率

募集前 (平成19年3月31日現在)		募集後 (潜在株式未反映)	
株式会社加ト吉	36.25%	Suite Capital Offshore Limited	59.98%
今田輝幸	15.17%	株式会社加ト吉	14.50%
加藤義和株式会社	9.03%	今田輝幸	6.07%
加ト吉水産株式会社	3.68%	加藤義和株式会社	3.62%
株式会社カトーサービス	3.35%	加ト吉水産株式会社	1.47%
株式会社グローバルフットサービス	2.74%	株式会社カトーサービス	1.3%
ジャフコ・ジー九 (ビー) 号投資 事業有限責任組合	1.74%	株式会社グローバルフットサービス	1.1%
株式会社シンワ総合サービス	1.50%	ジャフコ・ジー九 (ビー) 号投 資事業有限責任組合	0.7%
ジャフコ・ジー九 (エー) 号投資 事業有限責任組合	1.50%	株式会社シンワ総合サービス	0.6%
サントリー株式会社	1.34%	ジャフコ・ジー九 (エー) 号投 資事業有限責任組合	0.6%

#### 5. 業績への影響の見通し

今回の第三者割当により業績に与える影響は、現時点において未定です。詳細が確定次第、別途お知らせいたします。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 新株予約権の発行価額の算出根拠

発行価格の決定方法は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の理論価値を算出しております。その上で本理論価値を下回らない限度で、本新株予約権1個の払込金額を金1,000円としております。さらに、本新株予約権の行使価額は当初、当該発行に係わる取締役会決議日の直前日を含む7日連続営業日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均値 (小数点以下切り捨て) 96円を参考として、86円 (ディスカウント率10%) といたしました。

##### (2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が行使された直後は一時的に希薄化が生じますが、今回の資金調達により、当社の重要課題である財務基盤の強化を図ることができ、金融機関に対する信頼が維持されるものと認識しております。また、今後の事業展開に必要な資金を得ることにより、将来的に当社の企業価値が高まり収益が向上できるものと判断しておりますので、今回の資金調達においては、過大なものではなく合理性があるものと考えております。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 商号	Suite Capital Offshore Limited	
② 設立根拠等	英国領アンギラにおいて、International Business Act. により設立	
③ 所在地	P O Box850, Offshore Incorporation Center, TheValley, Anguilla, British West Indies	
④ 代表者の氏名	Ocean Edge Finance Limited	
⑤ 資本金	US \$ 50,000-	
⑥ 主な事業内容	投資業	
⑦ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 上記記載の内容は、平成 19 年 8 月 31 日現在におけるものであります。

(2) 割当先を選定した理由等

複数の投資家の中から当社の事業方針および今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりましたが、今回の割当先である Suite Capital Offshore Limited は、長期的な視野に立った経営改善により事業価値の向上を目指すことを投資方針とするファンド運営会社であります。当社のおかれた現状と事業内容等について理解も深いことから、現時点において最良の選択であると判断し、決定に至りました。

(3) 割当先の保有方針

割当先である Suite Capital Offshore Limited は、当社の独立性を尊重しつつ長期的な視野に立った経営改善により事業価値の向上を目指すことを投資方針としており、割当株式の保有方法についても原則として中・長期保有するとの報告を受けております。

以上

(別添) 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

シンワオックス株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

平成19年9月20日

3. 割 当 日

平成19年9月20日

4. 払 込 期 日

平成19年9月20日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を Suite Capital Offshore Limited に割当て  
る。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式42,000,000株とする(本  
新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)  
但し、下記第(2)号ないし第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権  
の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当  
株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行  
使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかると第10項第(2)号及び第(5)号によ  
る行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、  
本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割  
当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤  
に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用  
開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

42,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金1,000円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当  
株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価  
額」という。)は、当初86円とする。

(3) 本項第(2)号および第10項にかかわらず、第13項第(1)号に基づき当社が公告及び通知  
を行った場合、公告がなされた日又は本新株予約権者が当該通知を受領した日以降における  
新株予約権の行使価額は、117円とする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第16項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成19年9月21日から平成20年3月19日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本新株予約権者(当社を

除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知(及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出)に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知(及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出)が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、単元未満株式については株券を発行しない。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の理論価値を算出した。その上で本理論価値を下回らない限度で、本新株予約権1個の払込金額を金1,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成19年8月30日まで(当日を含む。)の7日連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の約90%に相当する金額とした。

19. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 行使請求受付場所

当社総務・経理部

21. 払込取扱場所

みずほ信託銀行株式会社 大阪支店

22. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上